

A13 第5次医療法改正により、新たに創設された医療法人の一類型です。

【解説】

1. 制度創設趣旨

へき地医療や小児救急医療等、地域で特に必要な医療の提携を担う医療法人を新たに社会医療法人として位置付け、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的として創設されました。つまり、公的医療機関が主に担ってきた政策医療を担当する民間医療法人を制度化し、地域医療の中心的役割を期待するというものです。

2. 認定要件

- (1) 役員、社員及び評議員のうち、親族その他特殊の関係がある者の占める割合が3分の1を超えていないこと
- (2) 「救急医療等確保事業」を行っていること
- (3) 「救急医療等確保事業」の業務について、当該業務を行う病院又は診療所の構造設備、業務を行うための体制、当該業務の実績が「厚生労働大臣の定める基準」に適合していること
- (4) 「公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件」に適合していること
- (5) 定款又は寄附行為において解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること

3. 特徴

- (1) 本来業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、厚生労働大臣の定める収益業務を行うことができます。なお、収益業務に関する会計は、本来業務、附帯業務に関する会計から区分して特別の会計として経理しなければならないとされています。
- (2) 法人税法・地方税法において、公益法人とされ、税制上の優遇措置を受けることができます。
- (3) 社会福祉事業の範囲が拡大され、第1種社会福祉事業のうち一部を行うことができます。
- (4) 一般の医療法人に比べ、罰則規定が強化されています。
- (5) 一般の医療法人に比べ、決算時に提出すべき書類の追加整備がされています。
- (6) 社会医療法人債の発行が認められます。なお、社会医療法人債を発行した医療法人は、公認会計士又は監査法人の監査を受ける必要があります。